

# 組合だより

2024.11月発刊



晩秋の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、土地区画整理事業にご理解、ご協力を頂き誠にありがとうございます。

10月2日開催の総代会にて保留地を集約し、大規模街区を設け企業誘致を目指すため、事業計画の変更と仮換地及び保留地の変更を行いました。今後の予定は未整備街区の工事、集合保留地の売却を進めていきます。今後も事業完成に向け役員一同努力する所存ですので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

## 第36回総代会のご報告

- 開催日時 令和6年10月2日(水)  
午後7時00分～
- 開催場所 妻木公民館 1階大会議室
- 総代出席者 本人出席 6名  
書面議決による者 6名
- 議案第1号 第8回事業計画変更について
- 議案第2号 仮換地及び保留地変更について

### ◎事業計画の主な変更

- 1) 公共施設(R6-6)の変更
- 2) 施行期間の延伸
- 3) 資金計画

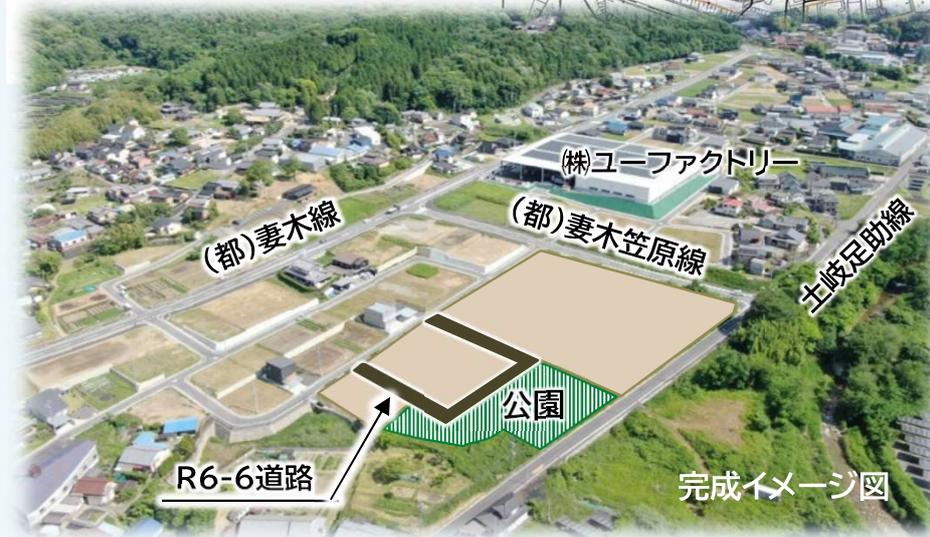
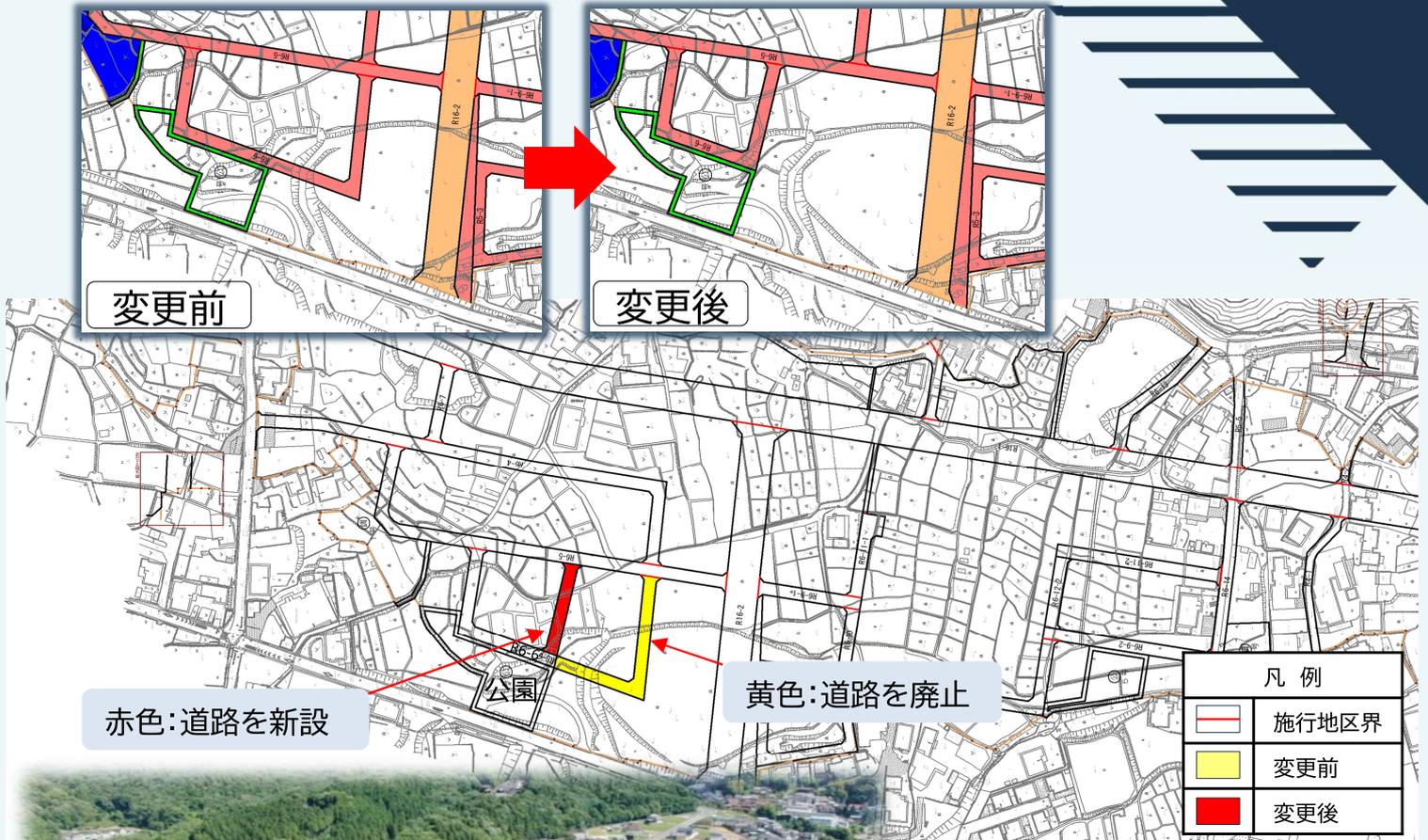


総代会開催の様子

# 議案第1号 第8回事業計画変更について

## 1) 公共施設(R6-6)の変更

企業誘致の推進と円滑な保留地処分を行うため、R6-6区画道路の線形を変更し大街区を形成します。



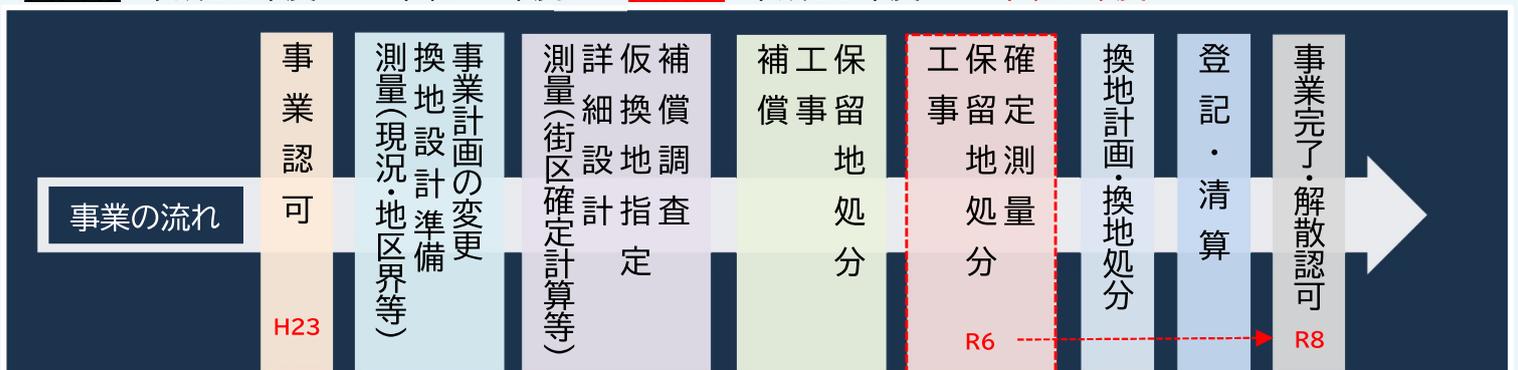
▼区画道路延長  
 変更前 187.08m  
 ↓ (54.7m短縮)  
 変更後 132.38m

▼道路面積  
 変更前 1,136.23㎡  
 ↓ (328.61㎡縮小)  
 変更後 807.62㎡

## 2) 施行期間の延伸

令和6年度時点の保留地処分状況と今後の事業完了までのスケジュールを考慮し、事業施行期間を1か年延伸します。

変更前 平成23年度 ~ 令和 7年度 → 変更後 平成23年度 ~ 令和8年度



### 3) 資金計画の変更

#### 第7回事業計画変更と第8回事業計画変更の比較

(千円)

(千円)

収入	第7回	第8回	差額	理由
社 総 金	1,160,000	1,160,000	0	
市 助 成 金	858,810	794,000	-64,810	補助実績に修正
保留地処分金	884,904	884,904	0	
そ の 他	5,006	15,000	9,994	
合 計	2,908,720	2,853,904	-54,816	

支出	第7回	第8回	差額	理由
都計道築造費	420,568	415,568	-5,000	実績修正
区画道路築造費	316,000	316,000		
特殊道路築造費	8,000	8,000		
水路築造費	95,000	60,000	-35,000	実績修正
調整池築造費	110,000	110,000		
公園整備費	20,000	20,000		
建物等移転費	345,000	325,000	-20,000	実績修正
電柱移転費	25,000	25,000		
上水道負担金	93,720	80,904	-12,816	実績修正
整地費	335,432	335,432		
工事雑費	94,000	94,000		
調査設計費	921,000	946,000	25,000	年度延伸及び人件費高騰
損失補償費	3,000	1,000	-2,000	実績修正
借入金利子	20,000	15,000	-5,000	実績修正
事務費	102,000	102,000		
合 計	2,908,720	2,853,904	-54,816	

- ① 資金精査に伴う総事業費の見直し
- ② 過年度実績精査
- ③ 年度延伸に伴う年度別歳入歳出資金計画表  
上記内容の見直しを行い、総事業費が減額になります。

#### 議案第2号 仮換地及び保留地変更について

今回の仮換地変更は大街区に点在する保留地を集約し、企業様へ一括で売却することで、円滑な保留地の処分ができるように仮換地を変更します。



## 土地の管理(草刈)のお願い

皆様の土地は、仮換地の使用収益も開始されましたので、各自で除草などの管理をして頂きますよう、よろしくお願いいたします。

## 届出書のお願い

### ◇権利変動届出書

土地の売買や相続等で権利関係に変動が生じた場合は、新旧両所有者連名の上、新権利者名義になった土地登記簿謄本の写しを添付し組合事務所に届出をご提出ください。

また、組合からの重要な書類の発送や各種通知など組合員にもれなく行う必要がありますので、土地所有者の住所・氏名に変更があった場合も組合事務所に届出をご提出ください。

### ◇各種証明書の発行

仮換地証明・底地証明等の各種証明書は、有料にて組合事務所で発行しております。

仮換地指定がされると、法務局備え付け図面と現況が一致しなくなるため、従前と仮換地の関係を証明するものです。

賃貸、融資、相続、農地転用、建物表題登記、76条申請、建築確認等の際に必要となります。

### ◇建築行為等の申請

(土地区画整理法第76条第1項)

当施行地区内において、次の行為を行う場合は、土岐市長の許可が必要になりますので、組合事務局までご連絡、ご相談ください。

- ◆事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更
- ◆建築物その他の工作物新築、改築若しくは増築
- ◆移動の容易でない物件(5トン超)の設置もしくは堆積

### ◇文化財保護法に基づく届け出

土岐市妻木南部地区は妻木平遺跡包蔵地にあたります。

地区内で建築等を行う場合は届け出が必要となりますので、着工の60日前までに土岐市役所 文化振興課へお尋ねください。

土岐市役所 文化振興課  
電話(0572-54-1238)

以上の申請様式は「岐阜県都市整備協会」のホームページ <http://gifutoshi.or.jp> からダウンロードできます。ホームページで組合だよりや保留地情報もご覧いただけます。

### 農地を宅地にして売却するときの注意事項

農地を宅地等に転用する場合は、農地法による許可が必要です。

申請書類等については土岐市役所 産業振興課内 農業委員会事務局 電話:0572-54-1214へお問い合わせください。

## 問い合わせ先

### 土岐市妻木南部土地区画整理組合

〒500-8384

岐阜市藪田南5丁目14番12号 岐阜県シンクタンク庁舎5階

(公社)岐阜県都市整備協会内

TEL : 058-274-0080 fax : 058-274-2772 事務局 : 須田・横北

〒509-5301

土岐市妻木町576-2 (土地区画整理地内 26街区1-1画地)

TEL : 0572-57-5225 担当 : 加藤 休日でも事務所を開けております。